

資料5

技術基盤グループにおける放射線防護研究の実施について

令和3年5月12日

原子力規制庁

1. 経緯

本年3月24日の第67回原子力規制委員会において、令和4年度以降の放射線防護研究は、安全研究の実施組織として整備されている技術基盤グループにおいて実施すること、及び技術基盤グループ内に放射線防護研究班（仮称）を設置し、管理級研究職員、中堅研究職員、若手研究職員を配置することが了承された。その際、委託研究の実施や公募研究の継続など研究の実施形態については別途原子力規制委員会へ諮ることとしていた。

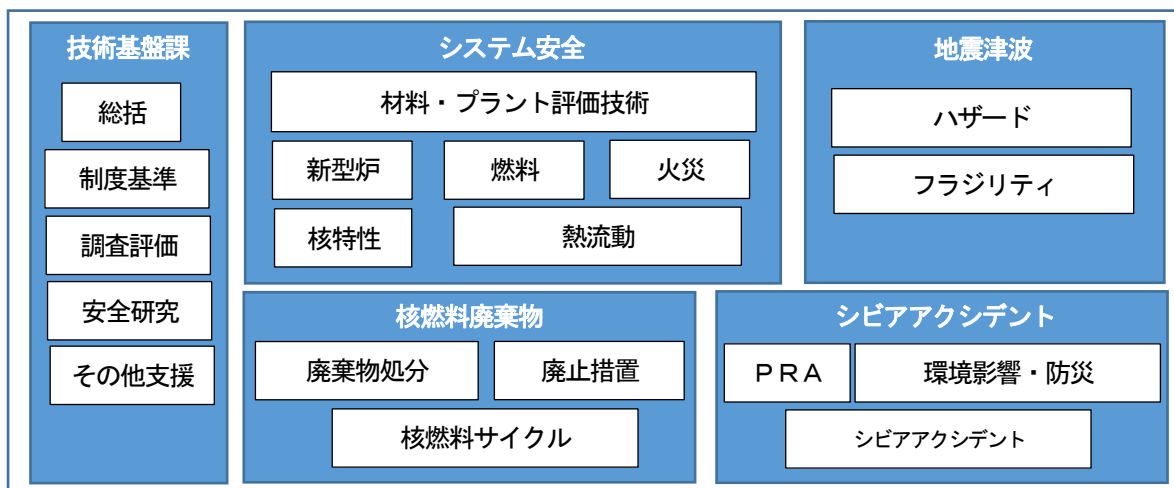
2. 放射線防護研究の実施形態等について

放射線安全規制研究戦略的推進事業（平成29年度～令和3年度）は、提案公募により研究を実施しているが、令和4年以降に技術基盤グループにおいて放射線防護研究を実施するに当たっては、自らが主体的に研究を実施することに主眼を置き、放射線防護分野の知見の蓄積をより一層進めることとする。加えて、専門的な実験施設・設備が必要となる場合など合理的な研究の実施が望める場合や、外部技術支援機関の機能強化が図られるものについては、委託研究や共同研究の手段も活用することとし、現行の提案公募型の研究はその成果を得た令和3年度末時点で一旦休止とする。

また、令和4年度以降の放射線防護研究は、技術基盤グループで実施している安全研究の進め方に合わせて行うこととし、令和3年度内に研究実施方針の策定、予算・機構定員要求、事前評価等を行うこととする。

なお、新設する放射線防護研究班（仮称）を設置する研究部門については、専門技術分野の親和性を考慮して検討する予定。更に、この機会を捉え、規制実務での活用が進んできたリスク評価分野の強化、複数の研究部門に分散している共通専門分野の一体化についても改善する点がないか検討を行うこととする。

<参考：技術基盤グループの現行体制>



3. 今後の予定（案）

- 令和3年7月頃： 安全研究実施方針の策定、技術基盤グループ組織体制案の提示
- ～令和3年12月頃： 予算要求・機構定員要求
- 令和4年1月頃： 安全研究プロジェクトの事前評価案の委員会報告
- 令和4年3月頃： 技術基盤グループ組織細則等の改正
- 令和4年4月～： 放射線防護研究の実施開始